

調停手続を利用される中小企業の皆様へ

# 調停手続ご利用の手引き

ADR(裁判によらない紛争解決)

Alternative Dispute Resolution



お問合せは  
お気軽にどうぞ！  
☎03-5541-6655  
(直通)

下請かけこみ寺本部

財団法人全国中小企業取引振興協会  
下請適正取引推進センター（下請かけこみ寺本部）

# 裁判外紛争解決(ADR)手続について

中小企業の皆様が事業を行っていく上で発生した企業間における取引上の様々な紛争については、できるだけ費用をかけずに手際よく円満に解決し、相手方企業との信頼関係を守り、取引関係を維持することが大切です。

財団法人全国中小企業取引振興協会下請かけこみ寺本部(下請適正取引推進センター。以下「センター」といいます。)が行う「裁判外紛争解決(ADR)手続(以下「調停手続」といいます。)」とは、企業間の紛争について、裁判によらないで、専門的な知識を有する公正な第三者(弁護士)による調停によって、当事者双方が納得いくまで話し合い、簡易迅速に解決を図るものです。

センターは、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」(平成16年法律第11号)に基づき、法務大臣から認証を受けた紛争解決機関であり、センターが実施する調停については、一定の要件の下に時効の中断や訴訟手続の中止などの法的効果が認められることになります。

## 1

## センターが取扱う 紛争の対象範囲

国内における企業間の取引及び事業活動について生じた紛争のうち、中小企業者（個人事業者を含みます。\*）からの申立てがあったものを対象とします。

なお、金融取引に関する紛争及び労働関係に関する紛争は取り扱いません。

※中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者



## 2

## 調停手続の費用

センターにおける調停手続の費用は無料です。

ただし、当事者が調停に出席するときの交通費、調停人に提出する書類の送料などは当事者各自で負担していただきます。また、調停の結果、和解が成立し、作成した和解契約書に印紙の貼付が必要な場合は、その印紙代は当事者間で均等に負担していただきます。



## 3

## 調停手続の秘密保持

調停手続は非公開で行われます。

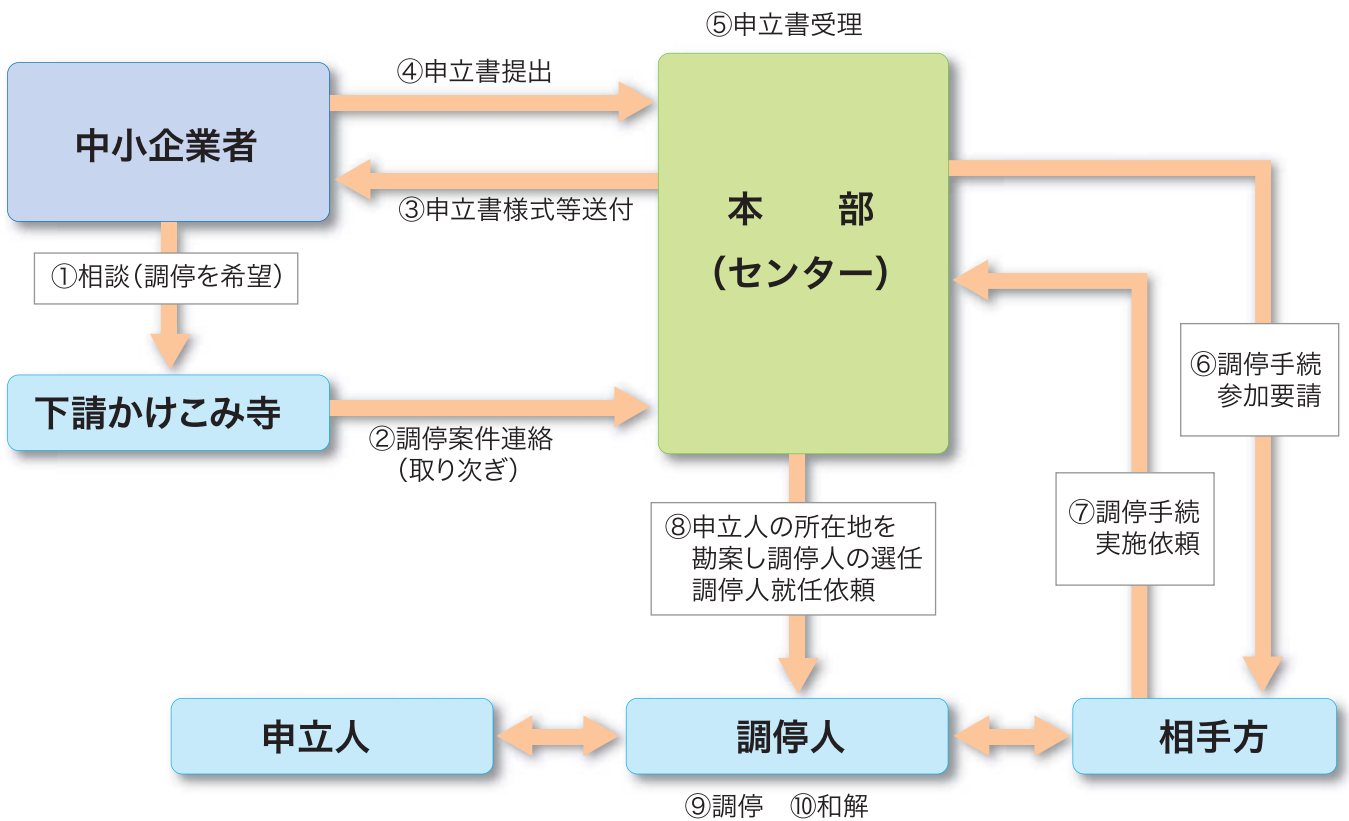
調停人等の関係者は守秘義務を負っており、企業の機密情報やノウハウなどの秘密情報のほか、紛争内容や紛争していること自体、秘密が守られますので安心してご利用いただけます。

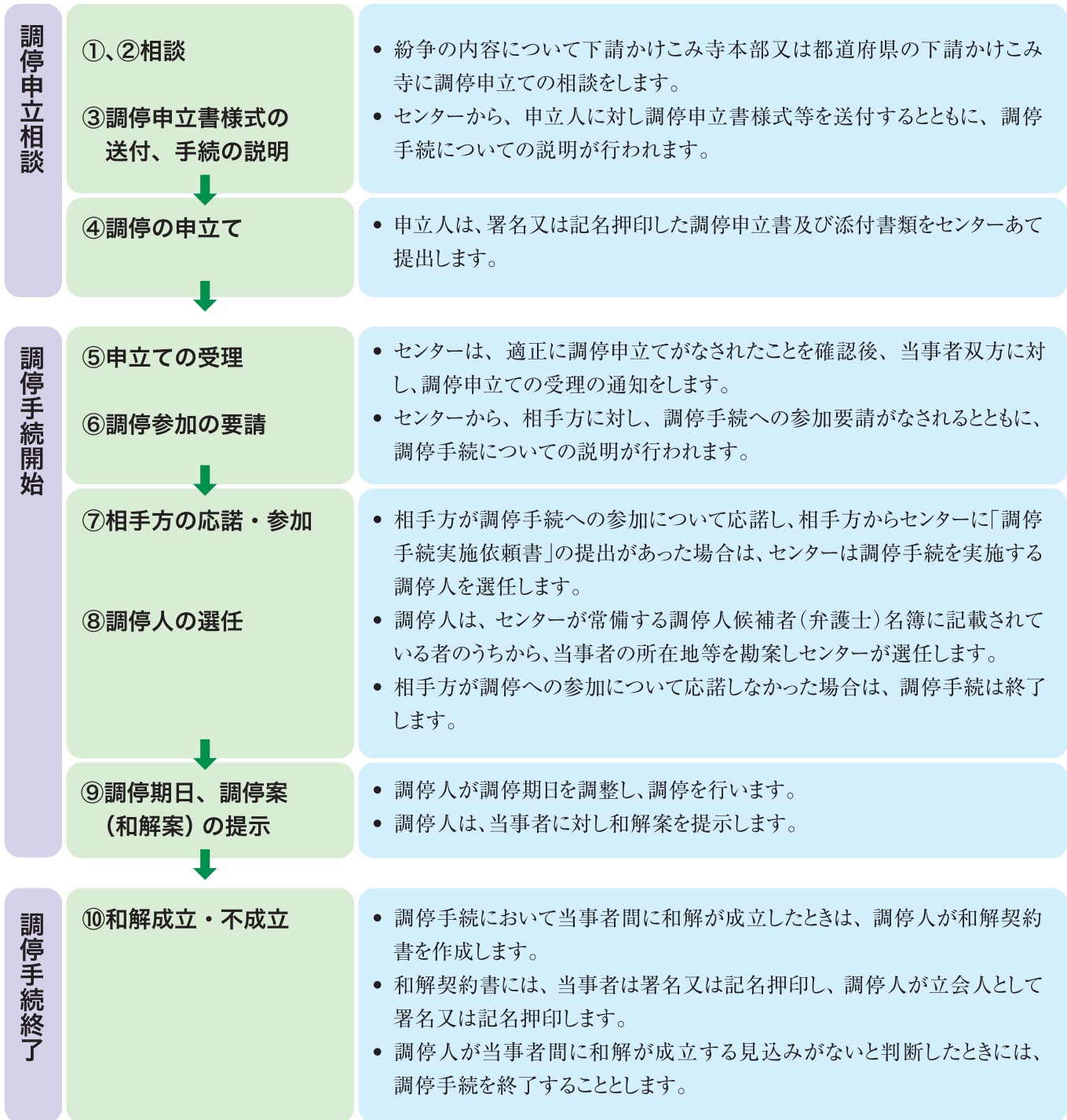


## 4 調停手続

調停手続を開始するには、同手続についての相手方の同意と解決内容についての両当事者の合意が必要です。

中小企業の皆様が、各都道府県にあります下請かけこみ寺に調停申立ての相談をされ、調停の申立てから和解の成立など調停手続が終了するまでの流れについて、図示しますと次のとおりですが、図に沿って簡潔に説明します。





## 5

## 調停手続の開始から 終了に至るまでの 標準的な進行

センターの調停手続の標準的な所用期間は、第1回の調停期日から3か月以内に当該調停手続を終了することとしています。



## 6

## その他

調停手続において、当事者は代理人(弁護士等)を選任することができます。

### 【ADRのメリット】

- 紛争当事者間の和解の調停を行います。
- 裁判と異なり非公開で行われ、当事者以外には秘密が守られます。
- 当事者が合意すれば、自由に調停場所、時間等を決めることができます。
- 短期間で調停手続が進められます。  
(一般的には調停を開始してから、約3ヶ月程度で終了します。)
- ADRの費用は無料です。



## ■ 調停申立書の様式（参考）

平成 年 月 日

### 調 停 申 立 書

財団法人 全国中小企業取引振興協会  
下請適正取引推進センター 御中

財団法人 全国中小企業取引振興協会の「下請適正取引推進センター調停手続規則」による調停を申し立てます。

1. 申立人 氏名（法人・団体等の場合はその名称及び代表者名） 印  
所在地 〒  
電話番号  
FAX 番号  
電子メール
- 申立人代理人 氏名 印  
資格・職業  
所在地 〒  
電話番号  
FAX 番号  
電子メール
2. 相手方 氏名（法人・団体等の場合はその名称及び代表者名）  
所在地 〒  
電話番号  
FAX 番号  
電子メール
3. 調停手続に係わる通知等の受領人の指定  
（該当するものに○をつけてください）  
（1） 申立人と同じ  
（2） 申立人代理人と同じ  
（3） その他（下記に記入してください）  
氏名（法人・団体等の場合はその名称及び代表者名）  
所在地 〒  
電話番号  
FAX 番号  
電子メール
4. 調停手続に係わる可能な通知方法  
（利用可能な方法全てにチェックをつけてください）  
 郵送  
 宅配便  
 F A X  
 電子メール
5. 申立の内容  
（記載例：売掛金 ○○万円の支払請求）  
.....
6. 紛争の概要  
（※時系列に記述するなど具体的かつ明確に記述してください。また、紙面が足りない場合には自由に用紙を  
付け足して記述してください。）  
.....
7. 添付書類（※添付した書類にはチェックを入れてください。）  
 調停合意書面の写し  
 委任状（代理人によって調停手続を行うとき）  
 証拠書類等（※詳細を下記に記述し、わかりやすくするために番号を附してください。）  
.....

# 「下請かけこみ寺」事業について

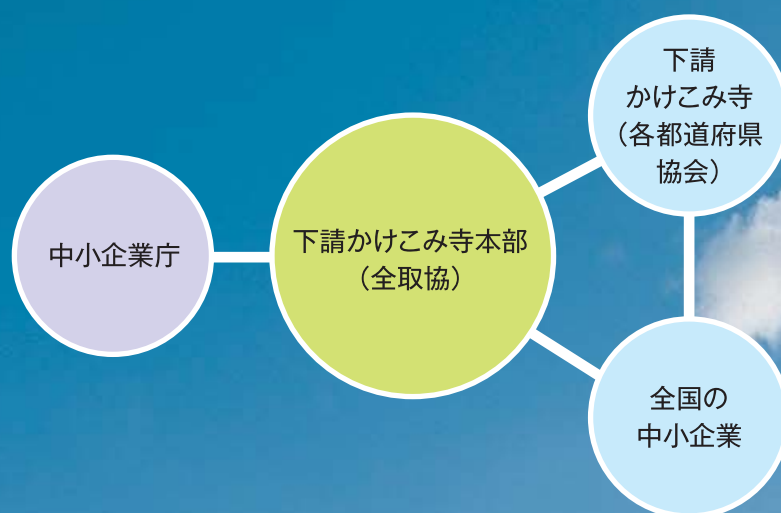
財団法人全国中小企業取引振興協会(以下「全取協」といいます。)は、平成20年4月1日から、「下請かけこみ寺」事業を全国的規模で実施しています。

「下請かけこみ寺」事業は中小企業庁からの委託事業で、

- ① 全国の中小企業から寄せられた取引に関する様々な相談等に対する親身な対応
- ② 紛争の早期解決に向けて裁判外紛争解決(ADR)手続の実施
- ③ 「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」の普及啓発

を通じて、「下請適正取引」の推進を行うものです。

実施体制は、「全取協」が「下請かけこみ寺本部」として、全ての事業の管理・運営を行い、47の各都道府県下請企業振興協会(以下「都道府県協会」といいます。)は、地域の「下請かけこみ寺」として、中小企業の皆様方との接点となる役目を果たしています。



## 各種相談の対応

中小企業の皆様からの企業間取引に関する様々なご相談(取引あっせん、経営、技術、金融、労働等に関する相談は除きます。)に、相談員等が親身にお話を伺い、適切なアドバイス等を行います。

また、商工会議所、商工会、全国・都道府県中小企業団体中央会、中小企業基盤整備機構等に寄せられた相談も取り次がれるよう連携しています。

相談内容の秘密遵守に関しましては、万全を期しておりますので、安心してご相談ください。相談費用は無料です。

現在、中小企業の皆様から多くの相談が寄せられています。  
たとえば…

- 契約書に支払い方法等が書いていないのですが、どうしたらよいのでしょうか?
- 代金の支払い時に、値引きを要求されて困っています。
- 原材料価格が倍以上になったのに、取引先が価格転嫁を全く認めてくれません!
- 仕事の受注と見返りに、取引先が取り扱っている商品を購入するよう求められ、困っています。
- 代金の支払いをめぐることで、裁判を起こそうかと迷っています。



## 裁判外紛争解決(ADR)

中小企業の皆様が抱える取引に係る紛争を迅速、簡便に解決するため、全国各地の弁護士が相談者の身近なところで調停手続を行います。

## 下請適正取引ガイドラインの普及啓発

業種ごとの「下請適正取引等の推進のためのガイドライン(以下「下請適正取引ガイドライン」といいます。)」の普及啓発を図るための説明会を、中小企業団体中央会と連携しつつ、全国各地で開催いたします。

下請適正取引ガイドラインは、ベストプラクティス事例(望ましい取引の事例)や、下請代金支払遅延等防止法で問題となり得る行為等をわかりやすく記載しています。

※①素形材、②自動車、③産業機械・航空機等、④繊維、⑤情報通信機器、⑥情報サービス・ソフトウェア、⑦広告、⑧建設業、⑨トラック運送業、⑩建材・住宅設備産業の10業種においてガイドラインが策定されています。

### 【ベストプラクティスの事例】

- 原材料価格の高騰分を双方の協議によって適切に取引価格に反映した事例
- 共同での製品開発によって部品数を削減した例
- 発注数量の変動に対してルールを取り決めた事例
- 配送費用の適切な負担を取り決めた事例

各業種ごとのベストプラクティスをまとめた「下請適正取引等の推進のためのガイドライン ベストプラクティス集(改訂版)」が下記サイトにて作成・公表されていますのでご参照ください。

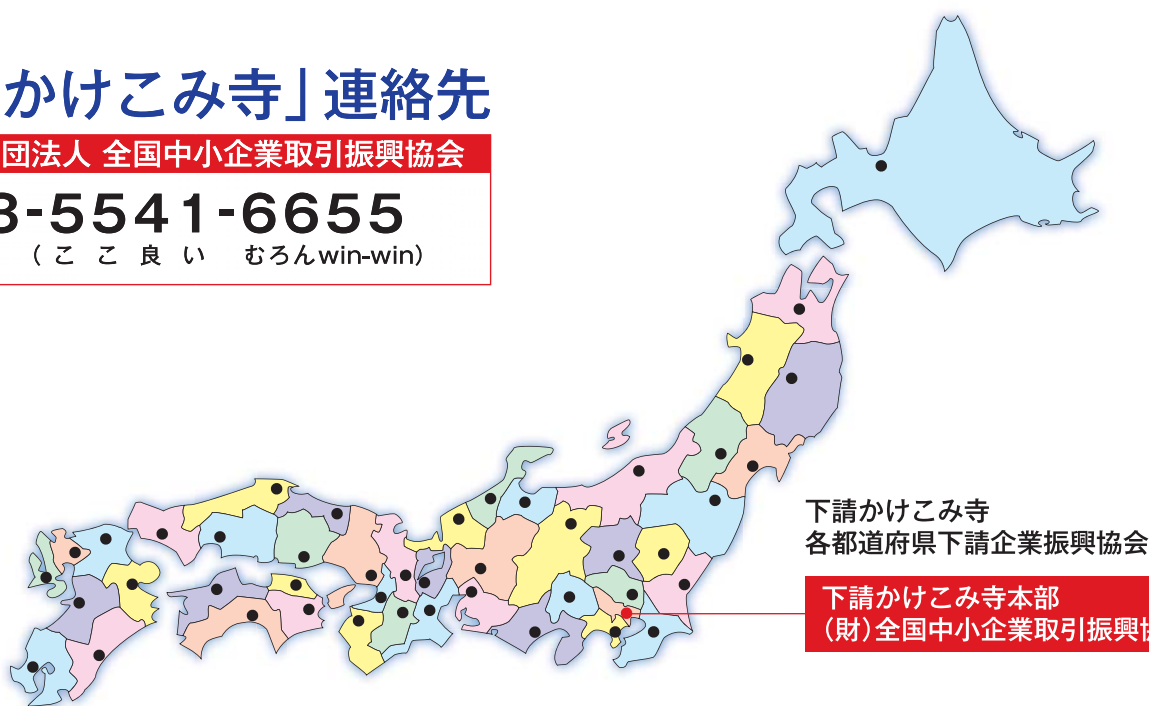
[http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/080529shitauk\\_best.htm](http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/080529shitauk_best.htm)

# 「下請かけこみ寺」連絡先

本部：財団法人 全国中小企業取引振興協会

**03-5541-6655**

(こ こ 良 い むろんwin-win)



下請かけこみ寺  
各都道府県下請企業振興協会

下請かけこみ寺本部  
(財)全国中小企業取引振興協会

(財)北海道中小企業総合支援センター	☎011-232-2407
(財)21あおもり産業総合支援センター	☎017-723-1040
(財)いわて産業振興センター	☎019-631-3822
(財)みやぎ産業振興機構	☎022-225-6636
(財)あきた企業活性化センター	☎018-860-5623
(財)山形県企業振興公社	☎023-647-0662
(財)福島県産業振興センター	☎024-525-4077
(財)茨城県中小企業振興公社	☎029-224-5317
(財)栃木県産業振興センター	☎028-670-2603
(財)群馬県産業支援機構	☎027-255-6504
(財)千葉県産業振興センター	☎043-299-2654
(財)埼玉県中小企業振興公社	☎048-647-4086
(財)東京都中小企業振興公社	☎03-3251-7883
(財)神奈川産業振興センター	☎045-633-5200
(財)にいがた産業創造機構	☎025-246-0056
(財)長野県中小企業振興センター	☎026-227-5013
(財)やまなし産業支援機構	☎055-243-8037
(財)しずおか産業創造機構	☎054-273-4433
(財)あいち産業振興機構	☎052-231-6364
(財)岐阜県産業経済振興センター	☎058-277-1092
(財)三重県産業支援センター	☎059-228-7283
(財)富山県新世紀産業機構	☎076-444-5622
(財)石川県産業創出支援機構	☎076-267-1219
(財)ふくい産業支援センター	☎0776-67-7426

(財)滋賀県産業支援プラザ	☎077-511-1413
(財)京都産業21	☎075-315-8590
(財)大阪産業振興機構	☎06-6748-1144
(財)ひょうご産業活性化センター	☎078-230-8081
(財)奈良県中小企業支援センター	☎0742-36-8312
(財)わかやま産業振興財団	☎073-432-3412
(財)鳥取県産業振興機構	☎0857-52-3011
(財)しまね産業振興財団	☎0852-60-5114
(財)岡山県産業振興財団	☎086-286-9670
(財)ひろしま産業振興機構	☎082-240-7706
(財)やまぐち産業振興財団	☎083-922-9926
(財)とくしま産業振興機構	☎088-654-0101
(財)かがわ産業支援財団	☎087-868-9904
(財)えひめ産業振興財団	☎089-960-1102
(財)高知県産業振興センター	☎088-845-6600
(財)福岡県中小企業振興センター	☎092-622-6680
(財)佐賀県地域産業支援センター	☎0952-34-4416
(財)長崎県産業振興財団	☎095-820-8860
(財)くまもとテクノ産業財団	☎096-289-2437
(財)大分県産業創造機構	☎097-533-0220
(財)宮崎県産業支援財団	☎0985-74-3850
(財)かごしま産業支援センター	☎099-219-1274
(財)沖縄県産業振興公社	☎098-859-6237

# 財団法人 全国中小企業取引振興協会とは

財団法人全国中小企業取引振興協会（以下「全取協」といいます。）は、「中小企業の取引（下請取引を含む。以下同じ。）のあっせん」及び「中小企業の取引及び中小企業に対する設備の貸し付け等を行う事業に関する情報提供」、各種調査・研究、研修等の実施により、中小企業の振興と、都道府県中小企業振興機関<sup>(注)</sup>の発展を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

(注) 都道府県中小企業振興機関とは、都道府県の下請企業振興協会をさし、本パンフレットでは「都道府県協会」と略称します。

## 全取協の主な事業

- ◎ 下請かけこみ寺事業
- ◎ ビジネス・マッチング・ステーション事業「BMS」（取引あっせん）
- ◎ 下請取引適正化推進事業
- ◎ 緊急広域商談会
- ◎ 小規模企業設備資金制度の普及と調査研究
- ◎ その他事業

## ■ お問い合わせ 財団法人 全国中小企業取引振興協会 下請かけこみ寺本部

〒104-0033

東京都中央区新川2丁目1番9号 石川ビル2階

電話：03-5541-6655

FAX：03-5541-6680

http://www.zenkyo.or.jp

- 地下鉄「茅場町駅」1番出入口及び地下鉄「八丁堀駅」A4出入口より徒歩約5分
- JR京葉線「八丁堀駅」B2出入口より徒歩約7分
- JR「東京駅」八重洲口より徒歩20分、タクシーで約5分
- JR「東京駅」八重洲口より「都営バス」乗車  
晴海埠頭行（東12番）、東京ビッグサイト行（東16番）  
新川バス停下車徒歩約2分



財団法人全国中小企業取引振興協会  
下請適正取引推進センター(下請かけこみ寺本部)

〒104-0033

東京都中央区新川2丁目1番9号 石川ビル2階

電話：03-5541-6655

FAX：03-5541-6680

<http://www.zenkyo.or.jp>